

2. (1) ~ (4) の各事業における対象経費一覧

- (1) 試合開催時における感染症対策の徹底事業
 (2) 試合運営の改善による感染症対策強化事業
 (3) コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業

経費区分	補助対象経費
①諸謝金 補助率：1/2	外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、指導・助言等に対する諸謝金 (注1) 業者等との契約による場合は、雑役務費に計上 (注2) 謝金の単価は補助事業者の謝金規程等により、妥当な単価を設定すること(過大な謝金単価の計上は認められない場合がある。) (注3) 諸謝金規程等がない場合の謝金単価については、別添の諸謝金基準単価を基準として使用すること
②旅費 補助率：1/2	交通費、日当・宿泊費 (注1) 原則として、公共交通機関に限る(回数券、プリペイドカード等の購入は補助対象外) (注2) 補助事業者が定める旅費規程に基づく金額が補助対象(規程を有しない場合は実費) (注3) 航空機等を使用した際のマイレージポイント等やポイント類は取得しないこと
③借料及び 損料 補助率：1/2	サーモグラフィ、非接触体温計等の感染症対策の徹底に必要な機器・機材・設備のリース料又はレンタル料、その他事業実施に必要な会場、機器・機材・設備、サーバー等のリース料又はレンタル料 (注1) 補助事業実施期間における経費のみ対象となり、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方法により算出された当該補助事業実施期間分のみを補助対象とする (注2) 補助事業実施団体が所有又は貸出を行っている機器、機材、設備、会議室を使用する場合は補助対象外 (注3) イベント等の実施に必要な会場の使用料は補助対象外 (注4) 感染症対策の徹底に直接資するもののみ対象(例：検査・待機場所におけるテント設営・移動用のバス代は補助対象外)
④備品費 補助率：1/2	サーモグラフィ、非接触体温計等の新型コロナウイルス感染防止や試合の広報活動に必要な機器、機材、又は設備等の購入費 (注1) 取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上のものが補助対象 (注2) 取得価格又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上の財産については補助対象外
⑤消耗品費 補助率：1/2	アルコール消毒液、非接触体温計等の感染症対策の徹底に必要な消耗品の購入費、その他事業実施に必要な事務用品等の消耗品の購入費 (注1) 取得価格が10万円未満であるものを補助対象とする。 (注2) 選手及び関係者に対するPCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査実施に必要な検査キット等の購入費は原則補助対象外 (注3) 購入する消耗品の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時までには使い切ることが原則
⑥印刷製本費 補助率：1/2	冊子、ポスター等の印刷製本(資料作成費を含む)に支払われる経費 (注1) 作成物には「令和4年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記すること(明記されていない場合は、原則、補助対象外)

	(注2) 事業報告書提出時に根拠資料として作成物の電子データの提出が必要
⑦通信運搬費 補助率：1/2	事業実施に必要な機材・機械等の運搬のために支払われる発送費又は運搬費 (注1) 発送費とは郵便切手代、郵便小包、宅配便等の料金等 (注2) 運搬費とは運送業者への荷造り費及び運賃等 (注3) はがきや切手の購入は、必要最小限とし受払簿等で適切に管理すること (注4) 電話代、通信料(インターネット含む)は補助対象外
⑧賃金 補助率：1/2	事業実施に当たり、専ら本事業に従事する専属の事務員を非常勤職員として採用する場合の人件費(社会保険料等を含む) (注1) 雇用の必要性及び金額(人数、時間、単価(級号、超勤手当の有無))の妥当性を判断の上、計上すること (注2) 派遣契約に基づくものは雑役務費に計上
⑨会議費 補助率：1/2	補助事業の実施に必要な会議等の開催時に支払われるお茶、ミネラルウォーター、弁当代 (注1) 弁当代は、午前午後を通じて3時間以上の会議等を開催した際のみ補助対象 (注2) 社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは補助対象外 (注3) 内部構成員のみで行う会議や、開催通知や議事録等を作成しない打合せ程度のものは補助対象外
⑩雑役務費 補助率：1/2	①～⑨以外の経費のうち、役務(業者との契約により行うもの)の請負に対して支払うものや対象経費の支出に係る銀行振込手数料などの補助事業の実施に当たり必要な経費 (注1) 選手及び関係者に対するPCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査実施の役務は原則補助対象外 (注2) 感染症対策の徹底に直接資するもののみ補助対象(例：検査・待機場所におけるテント設営・移動用のバス代は補助対象外) (注3) 作成物には「令和4年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記すること(明記されていない場合は、原則、補助対象外) (注4) 広告等掲載料は費用対効果を考慮し、過大な計上は補助の対象外 (注5) 補助事業実施団体が所有する媒体における広告等掲載料は補助対象外 (注6) 取得価格又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上の財産については補助対象外
⑪委託費 補助率：1/2	補助事業の実施に当たり、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に必要な経費 (注1) 経費は①～⑩の区分に応じて計上すること (注2) 再委託費については補助対象外 (注3) 委託先に対する支払額を確定する場合には、補助事業者自身が、各種帳票類を確認すること (注4) 印刷等、完成物(納品物)を明確にすることができる仕様書に基づいて実施する請負業務等は、雑役務費に計上すること

(4) 政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

経費区分	補助対象支出範囲
①諸謝金 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のため、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、指導・助言等に対する諸謝金（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）業者等との契約による場合は、雑役務費に計上</p> <p>（注2）謝金の単価は補助事業者の謝金規程等により、妥当な単価を設定すること（過大な謝金単価の計上は認められない場合がある。）</p> <p>（注3）諸謝金規程等がない場合の謝金単価については、別添の諸謝金基準単価を基準として使用すること</p>
②旅費 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のために必要な交通費、日当・宿泊費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）原則として、公共交通機関に限る（回数券、プリペイドカード等の購入は補助対象外）</p> <p>（注2）補助事業者が定める旅費規程に基づく金額が補助対象（規程を有しない場合は実費）</p> <p>（注3）航空機等を使用した際のマイレージポイント等やポイント類は取得しないこと</p>
③借料及び 損料 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のための会場、機器、機材等のキャンセル代（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）補助事業実施期間における経費のみ対象となり、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方法により算出された当該補助事業期間分のみを計上すること</p> <p>（注2）補助事業実施団体が所有又は貸出を行っている会場、機器、機材、設備、会議室を使用した場合は補助対象外</p>
④備品費 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のために購入した機器・設備等の購入費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）取得価格10万円以上かつ耐用年数1年以上のものが補助対象</p> <p>（注2）取得価格又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上の財産については補助対象外</p> <p>（注3）今後とも使用することが可能なサーモグラフィ、非接触体温計等といった備品は補助対象外</p>
⑤消耗品費 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のために購入した消耗品（取得価格10万円未満）の費用（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）今後とも使用することが可能なアルコール消毒液、非接触体温計といった消耗品費については、補助対象外</p>
⑥印刷製本 費 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のために作成した冊子、ポスター等の印刷製本（資料作成費を含む）に支払われる経費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）申請時に根拠資料として作成物の電子データの提出が必要</p> <p>（注2）今後とも使用することが可能である汎用的な冊子・印刷物等は補助対象外</p>
⑦通信運搬 費 補助率:定額	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備のための発送費又は運搬費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る）</p> <p>（注1）発送費とは郵便切手代、郵便小包、宅配便等の料金等</p> <p>（注2）運搬費とは運送業者への荷造り費及び運賃等</p> <p>（注3）はがきや切手の購入は、必要最小限とし受払簿等で適切に管理すること</p> <p>（注4）電話代、通信料（インターネット含む）は補助対象外</p>

<p>⑧賃金 補助率:定額</p>	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備に当たり、専ら本事業に従事する専属の事務員を非常勤職員として採用する場合の person 費（社会保険料等を含む。また、既に支出もしくは支出が確定のものに限る） （注1）雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること （注2）派遣契約に基づくものは雑役務費に計上</p>
<p>⑨会議費 補助率:定額</p>	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備に必要な会議等の開催時に支払われるお茶、ミネラルウォーター、弁当代（既に支出もしくは支出が確定のものに限る） （注1）弁当代は、午前午後を通じて3時間以上の会議等を開催した際のみ補助対象 （注2）社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは補助対象外 （注3）内部構成員のみで行う会議や、開催通知や議事録等を作成しない打合せ程度のみは補助対象外</p>
<p>⑩雑役務費 補助率:定額</p>	<p>①～⑨以外の経費のうち、役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うものや対象経費の支出に係る銀行振込手数料・チケットの払い戻し手数料などの全国規模のスポーツイベント等の開催準備・中止等に当たり発生した経費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る） （注1）補助事業実施団体が所有する媒体における広告等掲載料は補助対象外 （注2）取得価格又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上の財産については補助対象外</p>
<p>⑪委託費 補助率:定額</p>	<p>全国規模のスポーツイベント等の開催準備に当たり、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に必要経費（既に支出もしくは支出が確定のものに限る） （注1）経費は①～⑩の区分に応じて計上すること （注2）再委託費については補助対象外 （注3）委託先に対する支払額を確定する場合には、補助事業者自身が、各種帳票類を確認すること （注4）印刷物等、完成物（納品物）を明確にすることができる仕様書に基づいて実施する請負業務等は、雑役務費に計上すること</p>

スポーツ庁 諸謝金基準単価表

補助事業の経費の積算に当たっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算に当たっての上限の目安を示すものであり、補助事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となり得る単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

区分	単位	金額（円）	備考
作業補助等労務謝金	時間	1,070円	
医療スタッフ（看護師）	時間	2,000円	
医療スタッフ（医師）	時間	5,000円	
会議出席謝金	日	14,000円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,000円	実働2時間未満
講演謝金	時間	11,510円	専門的なテーマの講演
講義謝金	時間	8,050円	
実技・指導等謝金	時間	5,200円	
執筆謝金	枚	2,550円	報告書（提言）作成等